

2-122-04

国王尚灝の、接貢のため存留通事蔡修等に付した執照

(嘉慶二十二《一八一七》、八、四)

琉球国中山王尚(灝)、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回せんが事の為にす。

照得したるに、本爵は業に嘉慶二十一年の秋に貢使耳目官毛維憲・正義大夫蔡次九等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢す。経に本爵、福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴かしめ、聖禧を叩祝せしめて案に在り。

茲に還国の期に当たり、例として応に船を撥りて接回すべし。

これが為に特に都通事魏崇仁等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領し、海船一隻に坐駕し、前みて福建に至らしむ。皇上の勅書・欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京回の使臣毛維憲・蔡次九・王士悼と在閩の存留通事鄭沢中等を接えて還国せしめんとす。

但だ差わす所の員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第二百十六号の半印勘合の執照一道を給発し、存留通事蔡修等に付し、収執して前去せしむ。凡そ所の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 魏崇仁 人伴四名

在船使者二員

向元麟
楊充海

人伴八名

存留通事一員 蔡修

人伴六名

管船夥長・直庫二名 王朝銓 柳增福

水梢共に六十五名

右、執照は存留通事蔡修等に付し、此れを准けしむ

嘉慶二十二年(一八一七) 八月初四日給す

注

(一) 蔡修 乾隆四十二(道光十二年(二七七七)一八三二)。儀間親雲上。久米系蔡氏(儀間家)十六世。嘉慶二年(五年、蔡次九に随行して読書習礼のため閩に赴く。嘉慶十一年に漢文組役並び総師寄役。同十五年、国学官話詩文の総師となる。嘉慶二十二年に接貢の存留通事、道光四年に進貢二号船の都通事。道光十二年に儀衛正として江戸に赴く途中、伏見で病を患い死亡。嘉慶元年、小祿間切儀間村地頭に任ぜられている(『家譜(二)』二六九頁)。

(二) 王朝銓 乾隆二十三(道光四年(二七五八)一八二四)。小渡里之子親雲上。久米系王氏(小渡家)七世。乾隆五十四年読書習礼のため閩に赴く。嘉慶十年、憲書官相附を勤め、嘉慶二十三年には当座に陞っている。嘉慶二十二年接貢船の火長として福州に赴き、帰途、鹿児島島の秋目地方に漂到し、秋目から坊之津、山川港、前浜に進み、鹿児島島の琉球館に貨物を卸して帰国したことが家譜にみえる(『家譜(二)』一一頁)。琉球は進貢貿易で薩摩藩の資金(渡唐銀)による買入を行い、その貨物(御系荷)を那覇到着後に薩摩に送っていたが、ここでは鹿児島に漂到したため直接荷を卸したことが知れる。

(3) 柳増福 嘉慶二十二年の接貢船の管船直庫。『宝案』では嘉慶二十四年の直庫(卷二二五)として名がみえる。

2-122-05

国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶二十一年の進貢頭号船、琉球難民の船隻の行方を探問するむねの咨

(嘉慶二十二《一八一七》、八、四)

琉球国中山王尚(灝)、頭号貢船併びに難民の船隻を探問せんが事の為にす。

案照したるに、本爵は業に嘉慶二十一年秋に貢使毛維憲・蔡次九等を遣わし、表章・方物を齎捧し、海船二隻に坐駕し、前みて閩省に赴かしむ。業に本爵、咨もて貴司に、両院に転詳して具題するを請い、貢使を將て起送して京に赴かしめ聖禧を叩祝せしむるの外、所有の原船二隻は仍お早やかに遣回するを賜らんことを乞う、等の因、案に在り。

再た査するに、飄風の難民船一隻、列憲の撫恤を蒙り、修船して已に去歳五月内に接貢船に随いて一斉に遣回せしめらる。惟だ難船未だ帰国するを見ず。随いで去年秋に貴司に移咨し、煩為わくは査訪せられよ、等の因も亦た案にあり。

茲に査するに、遣わす所の二号貢船併びに三案の護送の船隻は、均しく已に先後して回国す。該頭号貢船及び難民の船隻は、

今に至るも尚お未だ帰るを見ず。恐らく或いは閩地に阻滯するや、抑も或いは本国属島に漂入するや、亦た未だ定むべからず。統祈すらくは、貴司、皇上の遠人を懐柔するの至意に仰体し、代わりて査訪を為し、倘し閩省に阻滯する有れば、早やかに遣発回国せしむるを賜らんことを。望切す。此れが為に由を備えて貴司に移咨す。煩為わくは査照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

嘉慶二十二年(一八一七)八月初四日

2-122-06

国王尚灝より福建布政使司あて、中国難民の護送船、琉球難民の船隻の行方を探問するむねの咨

(嘉慶二十二《一八一七》、八、四)

琉球国中山王尚(灝)、難人を護送せるの船隻併びに飄風難民の船隻を探問せんが事の為にす。

案照したるに、本爵、業に嘉慶二十二年三月の間に特に都通事鄭世謨等を遣わし、直隸省の難人を護送して海船一隻に坐駕し、前みて閩省に赴かしむ。經に本爵、咨もて貴司に、督兩院に転詳して題明するを請い、來船の員伴を將て例に照らして館駅に安頓